

# 參 考 資 料

參考資料

## 用語解説

貢	用語	解説
1	食育基本法	食育を国民運動として推進するため、食育の基本理念と方向性を明らかにし、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成17年6月に成立し、同年7月15日から施行された。
1	食育推進基本計画	食育基本法に基づき、平成18年度から22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものとして、平成18年3月に策定された。
8	合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に生む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。
13	中食	飲食店などで食べる外食や家庭で料理して食べる内食の中間にあって、市販の惣菜や弁当等を買って帰り家で食べる食事、及びその食品のこと。
17	地産地消	地元生産一地元消費を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われている。消費者の食材に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。
32	早寝早起き朝ごはん運動	心身ともに健康な子どもの育成を目指して国が全国的に行っている国民運動。地域社会、学校、家庭が一体となって、早寝早起きや朝食をとるなど子どもの望ましい生活習慣の育成、生活リズムの重要性の再確認、地域ぐるみで支援するための環境整備、子どもの学習意欲や体力・気力の向上などに向けて取り組んでいる。
32	ろくまる いちごう 60・15 キャンペーン	津山市教育委員会が平成18年に実施した「子ども生活実態調査」によると、身体がだるい・すぐカッとなる子どもたちは睡眠時間が短く、起床時刻は遅く、そのため朝ごはんも食べていないという傾向があった。また、朝ごはんを毎日食べている子どもとそうでない子どもの起床時刻の差は15分しかないが、就寝時刻の差は60分あることがわかった。そこで、子どもの生活リズムを整えるため60分早く寝て15分早く起き、朝ごはんを食べる取り組みとして60・15（ろくまるいちごう）キャンペーンを始めた。
36	親子クラブ	子どもたちが健やかに成長し、保護者も子育ての喜びや悩みを分かち合いながら楽しく子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを進める自主グループ。子ども同士の友だち作り、身近な母親同士の子育ての情報交換と母親の仲間づくりをする。

40	食に関する指導に 係る全体計画	学校教育全体で「食」について指導を実施するために、学年ごとの教科等や給食をはじめとする食に関する指導の内容を系統的に整理し、各教職員の役割と相互の連携を明確にするように各学校で作成する計画。
40	栄養教諭	栄養に関する専門性と教育に関する資質を有する教育職員。給食管理を本務とする学校栄養職員とは異なり、学校の食育推進について中心的な役割を果たすために栄養教諭免許状を有し、児童生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができるよう教育の専門家としての資質能力も求められる。岡山県では、平成18年度に3名、平成19年度に6名が配置されている。
41	期限表示	食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類がある。 <b>消費期限</b> 品質が急速（概ね5日以内）に劣化する食品には、衛生上の危害が生じる恐れのない期間が表示される。 <b>賞味期限</b> 品質の劣化が比較的緩やかな食品には、品質の保持が十分に可能な期間が表示される。
41	食料自給率	国内の食料消費が国産でどの程度まかなえるかを示す指標。一般的に「食料自給率」は、カロリーベース総合食料自給率（平成18年度は39%）のことを指し、食料全体の自給率を個々の食料の栄養価であるエネルギー（カロリー）という共通の「ものさし」で単位を揃えて計算したもの。
41	つやまっ子・デビ ュー14	地域の中で、社会体験（職場体験）をすることが、多くの人々と触れ合い、学校の中では得られない経験を積むことにより、豊かな感性や社会性、自律性を養うことができ、その中で、社会の規範や礼儀などの公共の場でのあたりまえのあいさつ・基本的なマナーを体得する。さらにたくましく豊かに生きる力をはぐくむことをねらいとし、津山市内8中学校の中学生約1,100人を対象に学校、家庭、地域及び産業界が連携・協力を図りながら、3日間程度の職場体験活動を中学校の教育活動の一つとして実施するもの。
43	つやま新産業開発 推進機構	津山地域の産業振興を目的に意欲ある企業、事業者のグループ化や产学官民連携を行い、新技術・新商品開発から販路開拓などサポートするため平成8年組織化された。
43	骨密度測定	骨の中にあるカルシウム、マグネシウムなどのミネラル成分の量を計測し、骨の密度を調べるもの。これらの成分が不足してくると、骨がもろくなり、骨折しやすくなる骨粗しょう症になる。超音波を使って踵（かかと）の骨密度を調べる方法や手のひらの骨、腰椎などレントゲンで測定する方法もある。本市では、骨粗しょう症予防のため、超音波測定法による骨密度測定を実施している。
45	低栄養	消化吸収能力の低下、歯の喪失や咀嚼能力低下による食欲の低下や食事の偏り等によって、栄養素が不足した状態。低栄養になると、不足するたんぱく質やエネルギーを補うために身体の筋肉や脂肪が使われ、身体機能の低下も進み、転倒、骨折や病気の危険性も高まり、血液中のたんぱく質量が減少する低アルブミン血症などがみられる。

50	日本型食生活	「米」を中心に野菜、魚、肉、大豆等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れ、健康的で豊かな日本独自の食生活。
50	市民の健康と福祉のまちづくり支部推進会議	連合町内会、民生児童委員連合協議会、愛育委員連合会・栄養改善協議会、老人クラブ連合会の4団体で構成され、市内全支部で活動している。主な活動内容は、健康福祉のまちづくり活動、健康づくり活動、在宅援護活動、教育・情報活動である。
55	津山市いきいき市民農園	農業者以外の市民が野菜、草花等を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的として、市内大田に平成15年から開園したもので全36区画ある。
56	腸管出血性大腸菌	病原性大腸菌の一種で、腸管内で毒性の強い「ベロ毒素」を産生し、出血性の下痢等重い症状を引き起こす。感染力が強く、少ない菌数で感染し、また、潜伏期間が長いため、原因の特定が難しいことが多い。O157などが含まれる。
56	ノロウイルス	小型の球形の構造をもったウイルスで、人の腸管内で増殖し、下痢、嘔吐、発熱など起こす。冬期の二枚貝による食中毒が多いが、調理人から食品への汚染も多い。また、嘔吐物が飛散し、経口からの感染もある。

## ◇ 参考文献・資料

「食育推進基本計画」 内閣府 平成18年3月

「岡山県食育推進計画」 岡山県 平成19年3月

「食育推進国民運動の重点事項」 食育推進有識者懇談会 平成19年6月9日

「食に関する指導の手引き」 文部科学省 平成19年3月

「子どもがががやく 乳幼児の食育実践へのアプローチ」 保育所における食育研究会 平成17年7月

「くらしに役立つ食品表示ハンドブック第2版」 全国食品安全自治ネットワーク 平成19年3月

検定「晴れの国おかやまの食」公式テキスト 吉備人出版 2007年8月

おかやま四季の味 山陽新聞出版局 1997年10月

おかやまの味 岡山県郷土文化財団 1984年10月

国民衛生の動向 財団法人厚生統計協会 2006年8月

農林水産省ホームページ「食事バランスガイド」 [http://www.maff.go.jp/food\\_guide/about/img/01.jpg](http://www.maff.go.jp/food_guide/about/img/01.jpg)

農林水産省ホームページ「食生活指針」 [http://www.maff.go.jp/sogo\\_shokuryo/syokuseikatu-hp/sisin1.htm](http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/syokuseikatu-hp/sisin1.htm)

文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm)

厚生労働省ホームページ「妊娠婦のための食生活指針」「妊娠婦のための食事バランスガイド」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/dl/h0201-3b02.pdf>

---

## ○食育基本法

(平成十七年法律第六十三号)

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

#### 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

### (伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

### (食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意

見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 食育の推進の目標に関する事項
  - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する关心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用

等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようになるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

（食文化の継承のための活動への支援等）

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進）

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣

等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

##### (食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

##### (組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

##### (会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

##### (委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

##### (委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることがある。

##### (政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

##### (都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進について、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

##### (市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進について、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行]

##### (内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

[次のように略]

---

## 津山市食育推進会議条例

平成19年3月22日

津山市条例第16号

### (目的及び設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、本市における食育推進計画の作成及びその実施の推進を図るため、津山市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 津山市食育推進計画の作成及びその実施の推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関し必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員18人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 食育の推進に関する機関又は団体から推薦された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### (会議の招集の特例)

- 2 この条例による推進会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

---

## 津山市食育推進本部設置要綱

平成18年7月24日

津山市訓令第23号

改正 平成19年3月30日訓令第36号

### (目的及び設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津山市食育推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 食育推進計画の策定及び食育推進に関する施策の実施に関すること。
- (2) 食育推進に関する施策の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号のほか目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

### (推進チーム)

第5条 推進本部に補助機関として食育推進チーム（以下「推進チーム」という。）を置く。

2 推進チームの所掌する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 本部長からの指示事項の処理に関する事務
- (2) 推進本部に付議する事項の協議に関する事務
- (3) 前2号のほか推進本部の円滑な運営に必要な事務

3 推進チームは、総括者及び構成員をもって組織する。

4 推進チームの総括者は健康増進課長を、構成員は別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 推進チームの会議は、総括者が招集し、総括者がその議長となる。

6 推進チームの会議において必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 推進本部に、事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は健康増進課長を、事務局員は本部長が任命した関係部署の職員をもって充てる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日訓令第36号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画部長、まちづくりプロジェクト推進室長、総務部長、財政部長、環境生活部長、福祉健康部長、産業経済部長、都市建設部長、地域振興部長、教育次長

別表第2（第5条関係）

企画室長、総務課長、人事課長、環境生活政策審議室長、環境生活課長、福祉健康政策審議室長、こども課長、産業経済政策審議室長、農業振興課長、生涯学習政策審議室長、教育管理課長、学校教育課長、社会教育課長

## 津山市食育推進会議委員名簿

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	山田 英明	美作大学・美作大学短期大学部 准教授
副会長	藤本 貴子	津山市愛育委員連合会 会長 津山市栄養改善協議会 会長
委 員	青山 悅子	津山農業普及指導センター 副参事
	石原 祐信	津山食品衛生協会 会長
	今井 博子	津山市幼稚園 園長会 会長
	小椋 多	津山市 P T A 連合会 副会長
	川端 紀子	一般公募
	寒竹 敏江	津山市小中学校 校長会
	我部 友美	一般公募
	桑木 道彦	おかやま酪農業協同組合 経済部 販売課長
	小寺 良成	岡山県津山保健所長
	佐々木 裕子	津山市消費生活モニター連絡会 理事長
	重松 裕恵	岡山県栄養士会津山支部
	土居 義幸	津山市保育協議会 会長
	西下 純治	津山市医師会 理事
	村上 昌之	津山歯科医師会 副会長
	森 豊子	津山市農村生活交流グループ協議会 会長
	渡辺 薫	津山農業協同組合 指導販売部 営農・担い手対策課長

※委嘱期間 平成19年7月27日から平成21年3月31日まで  
 ※委員以下50音順

## 津山市食育推進計画の策定経過

### ◇ 津山市食育推進会議

	開催日時	参加人数	内容
第1回	平成19年 7月27日（金） 13:30～15:00	委員 16名 事務局 13名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 委嘱状交付</li><li>○ 会長・副会長選出</li><li>○ 津山市食育推進計画の作成等についての諮問</li><li>○ 議事<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進会議の任務と計画のスケジュール（案）について</li><li>② 津山市食育推進計画（骨子素案）について</li><li>③ 食をめぐる現状と課題について</li><li>④ 関係団体・関係機関等の取り組みについて</li><li>⑤ その他</li></ul></li></ul>
第2回	平成19年 9月21日（金） 13:30～15:00	委員 14名 事務局 13名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議事<ul style="list-style-type: none"><li>① 食育関連事業の現状と課題について</li><li>② 津山市食育推進計画（素案）について</li><li>③ その他</li></ul></li></ul>
第3回	平成19年 11月13日（火） 13:30～15:00	委員 14名 事務局 12名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議事<ul style="list-style-type: none"><li>① 食育関連事業の現状と課題について</li><li>② パブリックコメントの実施結果報告について</li><li>③ 津山市食育推進計画（案）について</li><li>④ 答申書（案）について</li><li>⑤ その他</li></ul></li></ul>

### ◇ 津山市食育推進本部会議

	開催日時	参加人数	内容
第1回	平成18年 11月13日（月） 16:00～17:15	本部員 11名 事務局 3名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 報告<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進本部の設置について</li><li>② 津山市の食育関連事業の取り組み状況</li><li>③ 食育関係アンケートの実施状況について</li></ul></li><li>○ 協議<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進協議会（仮称）の設置について</li><li>② 今後のスケジュール</li><li>③ 津山市食育推進計画について</li></ul></li></ul>
第2回	平成19年 12月3日（月） 15:30～16:30	本部員 12名 チーム員 3名 事務局 5名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 議事<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進計画作成の経過について</li><li>② 津山市食育推進計画の策定について</li></ul></li></ul>

### ◇ 津山市食育推進チーム会議

	開催日時	参加人数	内容
第1回	平成18年 11月6日（月） 15:30～17:00	チーム員 11名 事務局 3名	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 報告<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進本部の設置について</li><li>② 津山市の食育関連事業の取り組み状況</li><li>③ 食育関係アンケートの実施状況について</li></ul></li><li>○ 協議<ul style="list-style-type: none"><li>① 津山市食育推進協議会（仮称）の設置について</li><li>② 津山市食育推進計画について</li><li>③ 今後のスケジュール</li><li>④ その他</li></ul></li></ul>

第2回	平成19年 4月18日（水） 11:00～12:00	チーム員14名 事務局 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進会議条例の制定について</li> <li>② 津山市食育推進本部設置要綱の一部変更について</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進会議委員の選出について</li> <li>② 津山市食育推進計画について</li> <li>③ 今後のスケジュールについて</li> <li>④ その他</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成19年 9月6日（木） 13:30～14:30	チーム員12名 事務局 4名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1回津山市食育推進会議報告</li> <li>② 今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進計画（素案）について</li> <li>② 「食育指針つやま」の選択について</li> <li>③ その他</li> </ul> </li> </ul>
第4回	平成19年 11月9日（金） 13:30～14:30	チーム員 4名 事務局 5名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第2回津山市食育推進会議報告</li> <li>② 今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① パブリックコメントの実施状況結果について</li> <li>② 津山市食育推進計画（案）について</li> <li>③ その他</li> </ul> </li> </ul>

#### ◇ 津山市食育推進事務局会議

	開催日時	参加人数	内容
第1回	平成19年 6月6日（水） 14:00～16:00	事務局員 11名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進本部設置要綱、事務局について</li> <li>② 津山市食育推進会議条例の制定について</li> <li>③ 津山市食育推進計画について</li> <li>④ 今後のスケジュールについて</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 分野の取り組みについて (食育関連事業の現状と課題)</li> <li>② その他</li> </ul> </li> </ul>
第2回	平成19年 7月6日（金） 14:00～16:00	事務局員 9名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 食育関連事業の現状と課題について</li> <li>② その他</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成19年 8月31日（金） 14:00～16:00	事務局員 9名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第1回津山市食育推進会議報告</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進計画（素案）について (分野別の食育推進の展開について)</li> <li>② 重点目標について</li> <li>③ その他</li> </ul> </li> </ul>
第4回	平成19年 10月15日（月） 14:00～16:00	事務局員 7名	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 報告           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第2回津山市食育推進会議報告</li> </ul> </li> <li><input type="radio"/> 協議           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 津山市食育推進計画（素案）について (具体的な推進実施計画について)</li> <li>② パブリックコメントの状況について</li> <li>③ その他</li> </ul> </li> </ul>

## 津山市食育推進計画

策 定 平成 19 年 12 月

編集・発行 津山市福祉健康部健康増進課  
〒708-8501

岡山県津山市山北 520 番地  
TEL 0868(32)2069 FAX 0868(32)2161  
市ホームページ <http://www.city.tsuyama.lg.jp/>